

第37号議案 令和8年度瀬戸市一般会計補正予算（第1号）に  
対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議  
会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和8年 5月 8日

瀬戸市議会議長 富田 宗一 殿

提出者 瀬戸市議会議員

賛成者

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

小澤 瑞

朝井 賢次

高島 淳

西本 潤

柴田 利勝

山内 精一

宮崎 伸仁

三木 雪実

伊藤 賢二

黒柳 知世

堀田 季央

高桑 茂樹

## 8年議員提出第1号議案

### 第37号議案 令和8年度瀬戸市一般会計補正予算（第1号）に対する 附帯決議

本補正予算においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し学校給食費に係る保護者負担軽減のため、中学校3年生は1食あたり340円（年間約61,200円）、中学校1・2年生は1食あたり40円（年間約7,200円）の措置を図るものである。

物価高騰に対する保護者負担の軽減は子育て施策として理解を示すものではあるが、物価高騰はすべての家庭に影響を及ぼしている状況であり、特定の学年のみを対象に支援することについては、公平・公正な事業の実施と予算執行の観点から、保護者をはじめ市民の理解が得られないと危惧するものである。

よって、市においては、今後の学校給食費に係る支援策の検討及び実施にあたり、以下の事項について十分留意されるよう求めるものである。

- ・ 一部の学年に限定した支援とならないよう留意し、可能な限り平等性・公平性に配慮した支援となるよう努めること。

以上、決議する。

令和8年3月24日

瀬戸市議会

（理由）

物価高騰はすべての家庭に影響しており、学校給食費を負担する保護者にとっては学年を問わず共通の課題である。支援の実施にあたっては、保護者をはじめとした市民の公平感に十分配慮し、可能な限り平等性を確保する必要があるからである。